

## 経歴断絶〔中断〕女性等の経済活動促進法

[施行 2017.9.22.]

[法律第 14701 号、2017.3.21]

女性家族部（経歴断絶女性支援課）、02-2075-4672

雇用労働部（女性雇用政策課）044-202-7294

HP－法令 114

※「経歴断絶（경력단절）」という用語が使用されているが、訳出しに当たり「経歴中断」とすることとした。

（目的）

第 1 条 この法律は、経歴中断女性等の経済活動の促進を通じて、女性の経済的自立及び自我の実現並びに国家経済の持続的発展に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。〈改正 2017. 3. 21〉

1. 「経歴中断女性等」とは、婚姻・妊娠・出産・育児又は家族構成員の世話等を理由として経済活動を中断し、又は経済活動をしたことがない女性のうちで就職を希望する女性をいう。
2. 「経済活動促進」とは、国家・地方自治体・教育機関・企業等が経済活動の参加を支援し、経歴中断を防止するために行う諸般の活動をいう。

（国家等の責務）

第 3 条

- （1）国家及び地方自治体は、経歴中断女性等の経済活動促進のための総合的な施策をたて、その推進に必要な行政的・財政的支援施策等を用意しなければならない。
- （2）国家及び地方自治体は、経歴中断女性等の経済活動促進に関する施策をたて、推進するに当たっては、女性のライフ・サイクル、母性及び障害となるものの特性等を考慮しなければならない。 (改正 2010. 2. 4)
- （3）事業主は、経歴中断女性等の経済活動促進のための勤労環境の造成〔形成〕に努めなければならない。

（経歴中断女性等の経済活動促進基本計画の樹立）

第 4 条

- （1）女性家族部長官及び雇用労働部長官は、共同で、関係中央行政機関の長と協議し、5年ごとに

経歴中断女性等の経済活動促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を樹立しなければならない。（改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4）

（2）基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 経歴中断女性等の現況及び展望
2. 経歴中断女性等の経済活動促進に関する主な施策
3. その他の経歴中断女性等の経済活動促進に関連して、大統領令で定める事項

（3）女性家族部長官及び雇用労働部長官は、基本計画を樹立するときは、「両性平等基本法」第 11 条による両性平等委員会の審議を経なければならない。

（改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4、2014. 5. 28）

（経歴断絶女性などの経済活動促進基本計画の樹立）

#### 第 4 条

（1）女性家族部長官及び雇用労働部長官は、共同で、関係中央行政機関の長と協議し、5 年ごとに経歴中断女性等の経済活動促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を樹立しなければならない。（改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4）

（2）基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 経歴中断女性等の現況及び展望
2. 経歴中断女性等の経済活動促進に関する主な施策
3. その他の経歴中断女性等の経済活動促進に関連して、大統領令で定める事項

（3）女性家族部長官及び雇用労働部長官は、基本計画を樹立するときは、「両性平等基本法」第 11 条による両性平等委員会の審議を経なければならない。

（改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4、2014. 5. 28） [施行日:2015. 7. 1] 第 4 条

（年度別施行計画等）

#### 第 5 条

（1）関係中央行政機関の長は、基本計画により年度別施行計画（以下「施行計画」という。）をたてて推進しなければならない。

（2）特別市長・広域市長・道知事・特別自治道支社（以下「市・道知事」という。）は、基本計画により年度別市・道施行計画をたてて推進しなければならない。

（3）女性家族部長官及び雇用労働部長官は、共同で、前 2 項による施行計画の履行状況を毎年点検しなければならない。（改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4）

（計画樹立及び施行の協力）

#### 第 6 条

（1）女性家族部長官、雇用労働部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画又は

施行計画の樹立及び施行のために必要であるときは、関係中央行政機関・地方自治体・公共機関、その他の法人及び団体に対し、協力を要請することができる。

(改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4)

- (2) 前項により協力要請を受けた機関・法人及び団体は、特別な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(経歴中断女性等の経済活動実態調査)

#### 第 7 条

- (1) 女性家族部長官は、効率的な経歴中断女性等の経済活動促進政策をたてるため、経歴中断女性等の経済活動に対する実態調査を定期的を実施し、これを基本計画に反映させなければならない。

(改正 2010. 1. 18)

- (2) 前項による実態調査の方法及び内容等必要な事項は、女性家族部令で定める。

(改正 2010. 1. 18)

(就業機会創出支援)

第 8 条 政府は、経歴中断女性等に適合した就業機会を創出し、その仕事の質を向上するために努力しなければならない。

(有望職種を選定・支援)

第 9 条 女性家族部長官及び雇用労働部長官は、経歴中断女性等の進出が有望な職種を選定し、その職種に女性が進出するように支援することができる。

(改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(職業教育訓練)

#### 第 10 条

- (1) 女性家族部長官は、経歴中断女性等の経済活動を促進するため、女性人材開発機関等女性家族部令で定める機関に経歴中断女性等の職業教育訓練を実施するように支援することができる。

(改正 2010. 1. 18)

- (2) 地方自治体の長は、経歴中断女性等の経済活動を促進するため、地域の特性に適合した職業教育訓練を実施することができる。

- (3) 女性家族部長官及び雇用労働部長官は、前項により地方自治体を実施する職業教育訓練に必要な支援ができる。

(改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(インターン就職支援)

#### 第 11 条

- (1) 女性家族部長官は、経歴中断女性等の職業適応のため、公共機関及び女性進出が低調な分野

を対象として、インターン就職支援事業を実施することができる。 (改正 2010. 1. 18)

- (2) 女性家族部長官は、地方自治体が実施するインターン就職支援事業について、必要な経費の全部又は一部を支援することができる。 (改正 2010. 1. 18)

(経歴中断の予防)

第 12 条 女性家族部長官は、女性人材開発機関等女性家族部令で定める機関が、女性の経歴中断を予防するために、職業意識及び認識の改善のための事業をする場合は、これに対して必要な支援ができる。 (改正 2010. 1. 18)

(経歴中断女性支援センターの指定)

第 13 条

- (1) 女性家族部長官及び雇用労働部長官は、女性の経歴中断の予防及び経済活動促進に必要な次の各号の事業を遂行するために、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道又は市・郡・区(自治区をいう。)単位に経歴中断女性支援センター(以下「支援センター」という。)を指定・運営することができる。 (改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4、2017. 3. 21)

1. 経歴中断女性等の婚姻・妊娠・出産及び退職後復帰等に関する相談、情報提供及び事例管理
2. 経歴中断女性等の生涯周期別キャリア開発教育、メンタリング及びネットワーク形成等経歴中断予防プログラム支援
3. 就職・創業情報提供及び相談
4. 職業教育訓練、就業斡旋及び就職後職場適応支援
5. 保育支援等福祉サービス提供及び連携
6. 経歴中断女性等の経済活動促進のための関連機関、企業との地域単位ネットワークの構築・運営
7. その他の経歴中断女性等の経歴中絶予防及び経済活動促進支援のために必要な事業

- (2) 前項による指定に必要な人材、施設、装備等の基準及び指定申請等具体的な手続き及び方法等は、大統領令で定める。 (改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4、2017. 3. 21)

(報告・検査)

第 14 条

- (1) 女性家族部長官及び雇用労働部長官は、監督のために必要であると認められるときは、前条により指定された支援センターに対し、その業務及び財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は所属公務員により現場出入りさせ、若しくは書類の検査をさせる等必要な措置をすることができる。 (改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4)

- (2) 前項により出入り・検査を行う者は、その権限を表示する証票を携行し、これを関係者に示

さなければならない。

(権限の委任・委託)

第 15 条

(1) 女性家族部長官及び雇用労働部長官は、この法律による権限の一部を、大統領令で定めるところにより、市・道知事又は市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。）に委任することができる。 (改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(2) 女性家族部長官及び雇用労働部長官は、この法律による業務の一部を、大統領令で定めるところにより、この法律による事務を遂行しようとする機関、法人又は団体に委託することができる。 (改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(関係機関の協力)

第 16 条 女性家族部長官及び雇用労働部長官は、この法律の目的を達成するために必要であると認められる場合は、大統領令で定める事項について、関係中央行政機関の長又は地方自治体の長に対し、必要な施策を用意し、又は措置を実施することを要請することができる。

(改正 2010. 1. 18、2010. 6. 4)

付則（法律第 9101 号、2008. 6. 5）

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

付則（法律第 10339 号、2010. 6. 4）（政府組織法）

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 1 カ月が経過した日から施行する。（以下省略）

付則 〈法律第 12698 号、2014. 5. 28.〉（両性平等基本法）

(施行日)

第 1 条 この法律は、2015 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条から第 8 条まで 省略

(他の法律の改正)

第9条

(1) 省略

(2) 経歴断絶〔中断〕女性等の経済活動促進法の一部を次のとおり改正する。

第4条第3項中「「女性発展基本法」第11条による女性政策調整会議（以下「女性政策調整会議」という。）」を「「両性平等基本法」第11条による両性平等委員会」と改める。

(3) から (5) まで 省略

第10条 省略

付則 〈法律第14701号、2017.3.21.〉

この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。